

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

私たちの憲法は病んでいる：  
トンガ王国の民主化運動

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2014-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10502/5160">http://hdl.handle.net/10502/5160</a>

## 私たちの憲法は病んでいる

——トンガ王国の民主化運動

須藤 健 一

南太平洋の王国トンガの人びとは、毎年七月四日前後の一週間を「ヘーララ祭」とよび盛大に祝う。それは国王タウファアハウ・ツポウ四世の誕生日の祝祭である。昨年（一九九三年）のヘーララ祭は、国王の七五歳の誕生日と在位二五年が重なったこともあり、首都ヌクアロファでは、多彩な催しがくりひろげられた。

王家の墓地前広場では、数千人の学校生徒による踊り、二〇の村の男女による伝統舞踊の競演などが演じられた。目抜き通りには高校・警察・軍の吹奏楽団や美人コンテストの女性を乗せた花車のパレードがくりだし、人びとの目を楽しませた。そして王宮前広場では、すべての村や貴族が貢納した二一三〇の食台に盛られた料理が並べられ、外国からの賓客も参加し大規模の祝宴がもたれた。料理のメニューは、丸焼きの豚、ウーム（石蒸し）のニワトリやウシの肉、ボラ・まぐろなどの魚やエビ、カニ、

芋類のほか、サラダ、果物など二〇種類におよぶ。食台は長さ六メートル、幅一メートル、二階、三階建ての食台もあり、十数頭のブタが食台の中央を飾る。この台はポーラとよばれ、村びとはいかに豪華な料理を贈るかを競う。

王の偉業を讃え、王への敬意をあらたにするそのような祝典がおこなわれる一方で、人口一〇万人たらずの立憲君主国にも民主化の動きが顕著になってきている。一九九二年一月には、四日間にわたり、首都ヌクアロファで反体制派の国会議員や牧師らの呼びかけで、「民主化のための国際会議(Pro-Democracy Convention)」が開催されたのである。

太平洋地域には、一九世紀初頭に三つの王国が形成されたが、現在まで王制を存続させている国はトンガだけである。ハワイのカメハメハ王朝、タヒチのポマレ王朝は、一九世紀末までにそれぞれアメリカ、フランスの勢力のまえに崩壊した。それにはたいし、トンガのツポウ王朝は国内の統一後、一八七五年には憲法を發布し、一九〇〇年にイギリスとのあいだに友好協定、保護領条約を締結するなど、一貫として自前の国づくりをおしとおいしてきた。そして、一九七〇年には念願がかなって大英連邦下の独立国になったのである。

現国王は、一九六七年に王位につき、独立を達成してから、先進国から経済援助をとりつけて、近代化政策を積極的に実行してきた。観光産業の育成や国民の先進国への移住・出稼ぎによる外貨獲得の奨励、教育・医療制度の拡充、港湾・漁業設備の近代化、そして近年では、国際航空路線への進出をはたし、人工衛星による通信網を整備するなど、近代国家としての体裁を整えてきている。

現国王の祖父、ツポウ一世は憲法発布の式典（一八七五年）でつぎのように人びとに語りかけている。

「この憲法の基本原則を変えるようなことになれば、トンガに夜明けはやつてこない。この憲法をトンガの礎としようではないか。皆の胸に『トンガ人のためのトンガ』という言葉を刻みつけてほしい。」

「半神・半人」と畏れ敬う王様の訓示を耳にした、トンガの人びとは、憲法を聖書のようなものとみなし、人の力では変えられない神聖なものとなしてきた。憲法や王制にたいする国民の考えは、現在においても、一世紀前の人びとの思いこみと大差ないように見える。日本におきかえるなら、われわれが現在においても明治期に制定された「大日本帝国憲法」を遵守し、内外の政治をおこなっているということになる。それを実行している

のがトンガの社会・政治的現在であるともいえよう。王を「現人神」と位置づけたマナ信仰は、キリスト教の受容により変質した。それにひきかえ、王は世俗的実権を掌握し、国家の政治的権力機構の頂点に位置する体制を堅持している。

トンガ憲法は、国家統一時に一〇〇名をこす地方首長の権力を弱めるために、王が下賜する称号のもとに、貴族、首長、平民という階層制をしき、一六歳の男性に農地と宅地を配分する土地制度を普及させ、三権分立による政体、そして枢密院や内閣と貴族で構成される議会制度などを規定した。たとえば、首相や大臣、裁判官の任免権、議会議員の選定権、すべての土地の基本的所有権は王の手にあることを明らかにしている。さらに憲法は王の同意なしに改正できないことも明記している。つまり、憲法は発布から一二〇年を経た今日でも、君主(王)の絶対的権力を正当化しているのである。

現在のトンガ政治は、国王と内閣(閣僚)で構成される枢密院を最高決議機関とし、国王が任命する二人の大内閣(内閣)、三三人の貴族から王が指名する一名のスピーカーと九名の議員、そして公選で選ばれる九人の人民代表議員の計三一人で構成される国家によって運営されている。枢密院の議長は王がつとめ、国会議員の三分

の二を王が任命することからわかるように、国王の権力は強大なものである。そのような国王権力の絶対化を保証する憲法の性質に、疑義を唱える民主化の動きは、一九八〇年代中頃からではじめるようになった。

民主化を目指す運動は、学校の教師、教会の牧師、国民代表の国会議員などを中心に進められた。彼らは政党などの組織をつくらず、独自の新聞を発行し、政府の政策の矛盾、国家財政の不明朗さ、大臣および高級官僚への法外の手当て支給、教育予算の不均衡配分などについて、新聞をおして人びとに訴えている。また、国家財政の不正使用に関しては裁判闘争をするなどして人びとの関心を喚起する手段をとってきている。

ここで、民主化グループの指摘する問題点のいくつかをとりあげてみることにしよう。たとえば、一九八〇年代後半から外貨獲得政策として外国人へのトンガ・パスポートが販売された。しかし、それによって得た外貨が、国家予算に計上されていないことを指摘し、そのゆえを追求した。政府の発表では現在までに、香港や中国本土など中国系の人びとに発給・販売したパスポートの数は、五〇〇弱といわれている。成人男性のパスポート購入費は五万アメリカドルであるから、その収入は少なくとも見積もって数億円にのぼる。

しかし、中国系の人びとの話では、一〇〇〇人ちかくの人びとがパスポートを購入したが、それでアメリカへの入国を拒否された人が多いという。パスポートの入手には最低三カ月トンガに滞在することが条件になっているようで、政府発表の収入を大幅に上回る外貨が獲得されたことは間違いないさそうである。いずれにせよ、年間国家予算七〇億円という。マイクロ・ステートにおいて、その一割もの国家収入が不明とあつては、彼らの追求は当然であるといえよう。

政府高官の海外出張に際しては、所定の旅費外に高額の手当てが支給されていることが問題にされている。高官が一〇日間の海外旅行をすれば、新車を買えるなどといった話が入びとのあいだでまことしやかにうわさになっているほどである。

政府の国立の高等学校と私立（ミッシヨン系）の高等学校への財政援助に格差があり過ぎるという指摘がなされている。トンガの中・高校教育は、国立校が四校あるほかはすべてクリスチャンの七セクト（プロテスタント、カトリック、モルモン、長老派教会など）が運営する一五の学校でおこなわれている。昨年の学生数は、国立が一五〇〇人にたいし、ミッシヨン系は、八〇〇〇人である。私立学校が教育に貢献しているにもかかわらず、政

府の援助額は生徒ひとり当たり五〇トンガドル（日本円四〇〇〇円）と、国立校の二〇分の一にしかならない。私立学校の教師の給料をはじめ運営費は、多くの場合父兄や国民の教会への「義務的」寄付金によつてまかなわれているのである。

民主化を目指すグループは、このような政府の政策や国家財政運用の矛盾点を国民のまえに明らかにするといふ日常的な活動を続けると同時に、昨年一月に王族・貴族と平民の権利の不平等性を規定した憲法の見直しを検討する会議を開催したのである。その目的は、トンガの人びとに民主化運動とは何であり、より民主的な政府の体制をつくりだすにはどのように憲法を改正すれば良いかを訴えることにある。そして、ゆくゆくは王と貴族に掌握されている国家権力を弱め、国民参加の政治を実現させることにある。しかし、当面民主化グループが目指すことは、国民が国王や政府にたいする疑問や不平、憲法や民主主義について、自由に親族や村の集会などで口にできる雰囲気をもてるようにするという、まことにつつましかなものである。というのは、トンガの国民は、王についての批判的話題や憲法の矛盾などについて口にすることは畏れ多いことと思ひこんでいるからである。

私は一九八九年から、民主化運動が進行しているトンガで、トンガ人の先進国への移住・出稼ぎの調査研究をおこなつてきている。その調査中に多くの人にトンガの現在の政治体制にかかわる質問をすると、ほとんどの人から嫌われた経験がある。その理由は、「ポリスの耳に入ると大変なことになる」とか「高貴な人のおこなうことには口をはさまないのがわれわれのしきたりだから」というものである。一方、憲法と王の権限に疑問をもつ人でも、私に日本の天皇と憲法の関係を熱心に問うてくるが、トンガの体制については自分の意見をいっさい述べない。

他方で、民主化運動に理解を示さない人のなかには、自分で王に頼んで王族の土地を使わせてもらつていふことを誇らしげに話したり、また別の人は政府に頼んでも不可能であった村の道路の舗装が、王に直訴したらすぐにできたなど、王の寛容性と実行力をたたえるものが多い。これは、王との個人的関係を利用できる「特権的平民」であり、すべての人にそのようなパイプが開かれているわけではない。

民主化グループの呼びかけに賛同して、「民主化のための国際会議」には、トンガ人知識人（外国の大学に職を得た研究者、教育者、宗教界のリーダー、弁護士、国

民代表の国會議員)のほか、オーストラリア、ニュージーランドのトンガ研究者らが参加した。私は外国人の会議への参加が警察当局によって規制されたため、会場には入れなかった。しかし、発表者や参加者から情報を得たり、新聞・雑誌などからも、その会議の内容を把握することができたので、会議の性格について気がついた点を紹介してみよう。

報告者の数は二人で、彼らはいろいろな角度からトンガの王制と憲法について発表した。報告者は、いずれも革命などの急進的変化を求めず、長い時間をかけ一歩一歩改革をおこなうことを提唱している。印象的な点は、各発表者が憲法や政治のあり方を問題するが、国王には敬意を表すという態度をとったことである。つまり「制度を憎み、王を憎まず」という姿勢である。

歴史的視点からは、王と臣民との関係、憲法作成の背景、トンガの伝統の再解釈などについての発表がなされた。トンガ出身の人類学者M氏は、第一一代ツイタツイ王(二三世紀に在位し、巨石建造物ハーモンガの建立者)を例にあげ、王は臣民から殺りくされることを恐れ、人びとへ土地を割り当てるなどの改革をおこなった点を紹介し、歴代の王で諸改革を実行した王のみが権力の座につき、長年それを維持できたことを指摘した。この指

摘は、ツポウ一世が発布した憲法が当時の欧米列強に互して近代化を進めるためのものでおのずと限界があるという発表や、欧米を手本に民主化をするのではなく、自らの歴史・社会に埋め込まれた政治を見直すことよって変革を進める必要性を訴えた発表にも通づるものである。

メソジスト派の牧師はクリスチャンとしての立場から、平民が王および王族を「神聖な存在」と見る態度を改めることが何よりも必要であると主張した。さらに、「人間はよこしまな性質をもつ」ということを見落とし、政治権力をチェックする機構がない点に憲法の最大の欠点があり、それが現在の政治に縁故主義をはびこらせている元凶であると分析した。これは政府高官が人事権を私物化し、自分の親族関係者を優先的に公務員に採用することへの批判である。そのような政治権力を、王によって任命される貴族出身の閣僚と国會議員の手から、国民代表の国會議員の手に移すべきであるという指摘もなされた。

政治・法学者らは、現憲法の前近代制を説明し、憲法改正の必要性を強調する意見が聞かれた。しかしその戦略となると、国王に憲法改正の必要性を訴えると言うものから、国民投票を呼びかけ大多数(三分の二)の賛成

を国民から得る行動を起こすべきであるというラジカルな提案まであった。また、多くの民主主義社会においては、小数の金持ちに政治がゆだねられ、大多数を占める貧者が議会に参加できない傾向が強いが、われわれの民主主義はそうあつてはならないという主張も聞かれた。

一方、現在のトンガには民主主義へ移行する受け皿ができていという楽観論を述べる報告もあった。その根拠は、国王はじめ閣僚らが現体制の恩恵に甘んじているあいだに、トンガの平民層から大学教育を受け、あるいは外国で民主的知識を身につけた人びとが多くでているという事実にある。つまり、トンガ社会が高学歴社会で外国の大学での政治学や経済学の修士や博士の学位取得者が増加し、また移住者のなかには移住先国で政治家になるものもかなりいることを指しているのである。

国際会議では、そのように立場や民主化運動の展望を異にする多くの報告がおこなわれた。とくに、会議での主義主張をまとめた、憲法改正のためのアピールなどは発表されなかつたが、会議には毎日四〇〇〇人の聴衆が警察のチェックにも動じず参加した。

この会議にたいし政府は、初期の段階では主要關係を参加させることを表明していた。そして、会場も多くの聴衆を収容できる高等学校のホールでおこなわれること

になっていた。しかし、会議が近づくにつれ政府側は非協力的な方針をとるようになった。首相は一〇月初めに各教会のリーダーを徴集し「民主キリスト教連合」という政党の結成へと動いた。これは、民主化推進グループの動きを教会組織を利用して、信者（国民）に非協力的態度をとるように働きかけることをねらっていた。しかしながら、カトリックのリーダーを中心に多くの牧師から教会を政治の道具にされることへの反対の意思表示があり、政党結成の計画は不成功に終わった。さらに、国外の反響の大きさに警戒心を強めた政府側は、この会議に参加する外国人にはヴィザを発給しない旨を、在トンガ外国領事館に通達した。

外国人の会議への参加を制限するが、外国の市民権をもつトンガ人の入国は制限しないことを明らかにしていた。それにもかかわらず、会議に参加するトンガ人海外居住者にたいしても、厳しい入国規制をおこなった。たとえば、会議で報告するために帰国した、トンガ出身のアメリカのユタ州議会の議員夫妻は、明確な説明がないまま飛行場で入国を拒否され、来た飛行機で送還された。また、この会議中、首都には外務・防衛大臣と警察大臣だけがのこり、首相はじめ多くの閣僚はほかの島に休暇で出かけてしまった。とくに首相は、外国記者団との会

見を突然キャンセルしての逃避行であった。警察大臣は首相代理として会議の動向を監視する陣頭指揮に当たった。会場には多くの私服警察（私服とはいえ顔は知られていたが）が動員され、参加者を調べるなどの行動をとった。ものものしい警察当局の警戒のなかで、会議は混乱もなく日程どおりに終了した。

会議後、ある大臣が新聞記者のインタビューにつきのように答えている。

「トンガ人学者たちは、新しい政府を樹立したいようだが、われわれ内閣の構成メンバーは、トンガのトップクラスの代表であり、会議で報告した彼らの多くはわれわれの教え子である」と。

会議から一年たった昨年一〇月に、私はトンガ移住者の補充調査のためにトンガを訪れた。しかしながら、人びとからは民主化運動についての意見を、ほとんど聞くことができなかった。友人の報告者とも会ったが、彼らは報告した内容を『論集』として出版するとのことを話したが、民主化の今後の展望に関しては具体的な考えを明らかにしてくれなかった。しかし、昨年二月の総選挙では、民主化推進グループから国会議員として三人が再選され、一人の女性議員が新たに当選していた。彼らは議会の審議を効率的におこない会期を短縮し歳費を節約

する提案をしたり、懸案となっている前述の諸問題で政府を追求する運動を続けている。しかし、彼らが目指している「憲法改正によって王や内閣の権限を規制し、国民参加の政治を実現するという民主化運動の意義」について国民の理解を得るには、依然として長い道のりを歩まなければならないことを感じた。というのは、私の調査に協力してくれた人びとの生活ぶりや彼らとの話し合いかから、トンガの人びとは政府とか国家に大きな期待をいだいていないという印象を強く受けたからである。

国内の産業基盤が未整備で、就職先がないのは周知のこと、家族の将来設計、生活の近代化は、自らの手で実現するという考えをもっている。その手取り早い手段が海外への移住・出稼ぎで、夫、子供や兄弟姉妹からの仕送りによってかなりの経済的収入が得られるからである。一九七〇年代から国民の海外進出が進み、現在五万人の人びとがニュージーランド、アメリカ、オーストラリアなどで、市民権ないし居住権を獲得している。さらに一時的な出稼ぎ者をくわえると、国民の七割に相当するトンガ人が海外に居住し、彼らの仕送り総額は国内総生産に匹敵すると推定されている。海外からの送金によって、西洋風のコンクリートの家に住み、多くの家庭に洗濯機、テレビが備わり、自家用車を持つ家庭が増加



---

しつがある。より豊かな生活を自由に追い求めることができるトンガ人の人びとにとって、「憲法改正」、「民主主義」とはいかなるものであるか、切実な問題として位置づけられないのが現実である。

(共同研究員 神戸大学国際文化学部教授)

